	住宅改修の対象となる場合	住宅改修の対象とならない場合
①手すりの 取付け	 ●転倒防止、移動・移乗を目的に釘・ビス・ねじ等で固定して設置する場合。 ●既存手すりが身体状況によって使えなくなり、形状を変更する場合。(太→細)等 ●既存手すりの位置を身体状況に応じて移動させる場合の取付費用。 	 取付に際して工事を伴わないもの。 (ボルトとナットで固定するもの、天井と床の間に 突っ張り棒として固定する垂直のバー方式のもの などは、福祉用具貸与の対象となります。) ■紙巻器付き棚手すり、スライドバー付シャワーフック等、 付属、装飾の付いた手すりは対象外。 ■手すりの老朽化に伴う工事
②段差 <i>の</i> 解消	 ●工事で固定設置し、取外しが容易でないスロープ・上がり框の踏み台。 ●床上げ及び敷居の撤去・浴室の床の嵩上げ。 ●階段の段数を増やし、一段ごとの高さを減らす工事。 ●浴槽の高さが身体状況に適していないため、ユニットバスに交換する工事の段差解消に相当する部分。 ●スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ●玄関から道路までの通路等の段差または傾斜の解消。 	■持ち運びが容易で、取付に際し、工事を伴わないもの。 ■昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により、 床段差を解消する機器を設置に伴う工事。 (なお移動用リフトは、福祉用具貸与の対象)
③滑りの防 止及び移動 の円滑化 等のための 床又は通 路面の材 料の変更	(移動の円滑化を目的にする工事) ●車いすの運びが重く、畳・カーペットからフローリングにする場合。 (滑り止めを目的とする工事) ●滑り止め防止マットを床に貼りつける場合。 (固定を伴うもの) ●階段に滑り防止素材を取付ける場合。	 ■ベッドを置くからという理由で、フローリングに変更する場合。 ■畳・カーペットが汚くなった・古くなったという理由で、フローリングに変更する場合。 ■浴室の床や浴槽内に、滑り防止マットを単に敷く(置く)場合。
④引き戸等 への扉の 取替え	 ●開き戸→引き戸・アコーディオン・折れ戸への変更 ●間口の狭い門扉から、親子扉等への変更 ●既存扉を、心身状況に応じ、吊り元を変更する工事。(右(左)開きから左(右)開きに変更する工事。) ●引き戸の滑りをよくするため、扉に戸車を設置する工事。 ●ドアノブをレバーハンドルに変更する工事。 ●扉を取り除く工事 	■扉の老朽化に伴う工事 ■網戸等付属、装飾部分は対象外。
⑤洋式便 器等への 便器の取 替え	 ●和式便器から洋式便器への交換(ウォシュレット機能が洋式便器に一体的に付帯されている場合は、その費用も対象となりますが、その際、電気配線工事については対象外です。) ●身体状況に応じて、便器の向きを変える場合。 ●便器の高さが身体状況にあっていない場合で、補高便座(福祉用具購入対象)を取付けることができない状況において、便器交換に伴う工事。 ●既存和式便器の上に、台座を固定し、配管工事を伴う場合の簡易的な和式から洋式便器への変更。 	■ウォシュレット機能の付加に対する工事。■既存の和式便器の上に乗せる便器(便座)で、工事を伴わない場合。(福祉用具購入の対象)■手洗い・ペーパーホルダーの新設工事。■非水洗の場合の水洗化工事。
宅改修に付帯して必要	 ●当該工事を行わないと、本体の住宅改修を行うことができない、または、意味がない場合。 ●手すりを固定するために必要な最低限の壁の補強板の工事等 ●便器の取替えに伴う配管工事。 ●扉を変更する際、開口を広げる工事。 ※付帯工事は①~⑤までの改修を行うのに伴う最小限のもののみを対象とする。 	 ■手すり取付に伴う、壁全体の壁紙の張替え。 (下地補強した部分のみが対象) ●便器の取替えに伴う、壁全体の壁紙の張替えや便所の拡張工事 ■床上げに伴う、床暖房機能付加のための工事。 ■ユニットバスに変更する際の、水栓の取替え、風呂釜の取替え、鏡等の設置工事。

※ 上記に記す以外にも、認められる場合と認められない場合はあります。
ご不明なことがあれば、事前申請を行う前に、介護保険事業担当課・給付担当までお問い合わせください。